

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員 小柴 昭彦
森山 一理



新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（監査の種別） 第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。 （1）～（8） （略） （9） 職員の賠償責任に関する監査 法第292条において準用する<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定により職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合の長から請求があるときに行う。 （10）～（12） （略）	（監査の種別） 第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。 （1）～（8） （略） （9） 職員の賠償責任に関する監査 法第292条において準用する<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定により職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合の長から請求があるときに行う。 （10）～（12） （略）

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。